

5月は「自転車マナーアップ強化月間」です

強化月間」です



「自転車も のれば車の なかまいいり」

運動の重点目標

1 自転車交通ルールの遵守およびマナーの向上

自転車乗用車は「自転車安全利用五則」を心がけ、交通ルール・交通マナーを守りましょう。

【自転車安全利用五則】

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

② 車道は左側を通行

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



④ 安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

⑤ 子どもはヘルメットを着用

2 自転車の点検整備の促進



ペタンク 世界チャンピオンが来庁



中央がアラン氏

ペタンク発祥の地フランスからアラン ビド氏が来日し、4月4日、市長を訪問しました。

アラン氏は世界大会で2度チャンピオンとなっており、現在はフランスナショナルチームの監督として活躍されています。今回の秩父市訪問でペタンクの技術向上を目的とした講習会も開催しました。

④ 市民生活課 ☎26-11133

幼児や児童が自転車を運転するときや、幼児や児童を自転車に乗せるときは、ヘルメットを必ず着用させましょう。高齢者が自転車に乗る時は、ヘルメットの着用を勧めましょう。

着用促進

4 幼児・児童および生徒・高齢者の自転車乗用時のヘルメットの着用促進

消費生活センターからのお知らせ

光回線やスマホ等の電気通信サービスに

消費者保護ルールが整備されました

5月21日から電気通信事業法が改正され、電気通信契約に新しい消費者保護ルールが設けられることになりました。

その一つがクーリング・オフ制度に似た初期契約解除制度です。

① 光回線やプロバイダーなど自宅で利用する有線の通信サービス、訪問販売や電話勧誘によるスマホ等の移动通信サービス契約は、契約書を受け取った日から8日間は事業者の合意なく解約できるようになります。

② 店舗でスマホやタブレットを買い、通信サービスを契約した場合、電波のつながりが悪かったり、担当者の説明が不十分な場合に限り、サービス開始から8日間は端末も含めて解約できます。ただし、どちらも解約までの利用料や工事費などの実費はかかります。

また、事業者にはサービスの内容・料金・契約解除期間・解除に伴う金額等が記載された書面の交付が義務付けられています。(利用者が承諾すれば、パソコン等の書面に表示してもよい。)

初期契約解除制度を利用できるサービスは、必ず契約書で確かめましょう。

その他、事業者は高齢者など知識や経験の少ない利用者にも契約内容をわかりやすく説明したり、いわゆる「2年しぼり」のような期間の拘束のある契約は更新前に書面で通知しなければならなくなりました。

消費者へのアドバイス

① インターネット接続サービスの契約のきつかけは、突然の勧誘電話が多いもの。その場で返事をせず、資料を送ってもらいましょう。

② スマホ等の契約は、割引やキャッシュバックに紛れた余分なオプション契約の上乗せに気を付けましょう。

③ 契約は簡単でも解約は面倒。契約内容は十分に確認しましょう。

お問い合わせ先

● 電気通信サービスについて困ったときは：
電気通信事業者協会相談窓口
☎03-4555-4124

消費トラブル相談先

お気軽にご相談ください。
秩父市消費生活センター
☎25-5200
毎週月～金曜日(祝祭日はお休み)
午前9時～正午、午後1時～4時